

サイバーだより



令和6年12月3日第30号

長野県警察本部
サイバー捜査課
026-233-0110

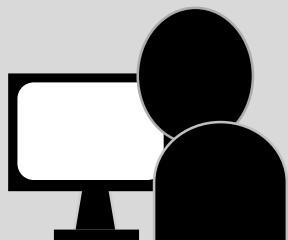
その書き込み、一人で悩んでいませんか。

誹謗中傷

誹謗中傷とは、悪口や根拠のない嘘などを言って、他人を傷つけたりする行為です。インターネット上で誹謗中傷の書き込みをすれば、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。

相談事例 1

SNSや掲示板サイトに、自分の名前、住所、写真等の個人情報が掲載されたうえ、誹謗中傷の書き込みをされる被害に遭ってしまった。



相談事例 2

掲示板サイトや出会い系サイトに卑わいな内容の投稿とともに、名前や電話番号、メールアドレスを掲載され、知らない人からいたずら電話やメール等が来るようになってしまった。



このような被害に遭ってしまった場合の相談先は？

ネットトラブルの専門家に相談したい



違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)



プロバイダに削除等の対応を促してほしい
(※法律相談は承ることができません)



誹謗中傷ホットライン
(セーファーインターネット協会)



人権問題の専門機関に相談したい・
プロバイダ等に削除を促してほしい



人権相談
(法務省)



法的トラブルの解決に役立つ法制度や
相談窓口について知りたい

法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374



身の危険を感じている/脅迫されている・
犯人の捜査、処罰を求めたい

最寄りの警察署又は警察相談専用電話
☎#9110 (全国共通)

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや
不安について話したい・聞いてほしい



まもろうよこころ
(厚生労働省)



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用して下さい。



長野県警察公式ホームページの「サイバーセキュリティ対策」には、サイバー事案等の手口や被害に遭わないための情報が掲載されています。是非ご覧ください。